

静岡市と三菱地所プロパティマネジメント株式会社との  
包括的な連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と三菱地所プロパティマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、双方が有する能力、資産等を活用し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）産業振興の支援に関すること。
- （2）文化・スポーツ推進に関すること。
- （3）地域防災に関すること。
- （4）教育機会の提供に関すること。
- （5）静岡市の行政情報の広報に関すること。
- （6）東静岡地区のまちづくりに関すること。
- （7）その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月31日

（甲）静岡市長

（乙）三菱地所プロパティマネジメント株式会社

代表取締役専務執行役員

難波 喬司

高橋 悠也